

標茶町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年11月策定

令和8年3月改正

標茶町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「標茶町通学路交通安全プログラム」を平成27年11月に策定しました。

今後も、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 標茶町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「標茶町通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 標茶町教育委員会
- ・ 標茶町建設水道課
- ・ 標茶町町民課
- ・ 弟子屈警察署
- ・ 標茶町校長会
- ・ 標茶町PTA連合会
- ・ 釧路総合振興局釧路建設管理部
- ・ 釧路開発建設部 釧路道路事務所
- ・ 釧路開発建設部 弟子屈道路事務所
- ・ 釧路開発建設部 中標津道路事務所

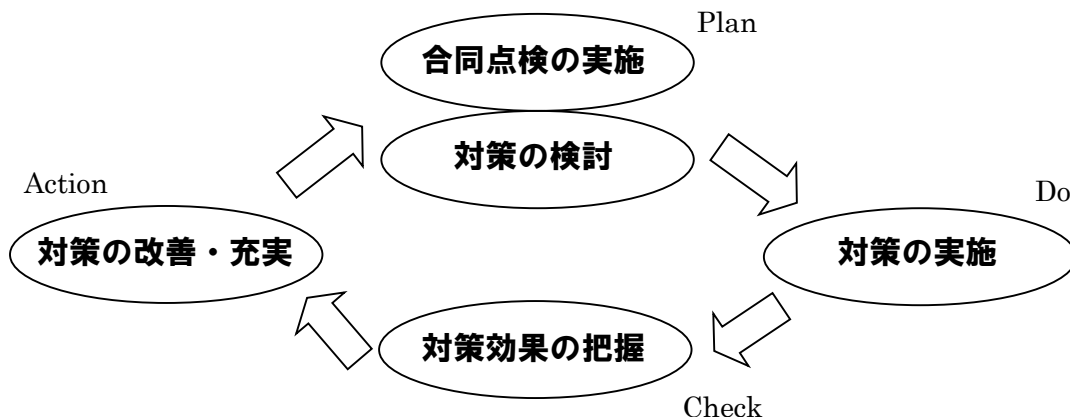
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な点検

○点検の実施時期等

- ・各小中学校は年2回通学路の点検を行い、危険箇所がある場合には教育委員会に報告します。
- ・町内の全小中学校において、各小中学校から報告された危険箇所を対象に、必要に応じて合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・必要箇所に応じて標茶町通学路安全推進会議の関係者で行うものとし、教育委員会で召集します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、標茶町通学路安全推進会議の関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充

実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

・各小中学校ごとの点検結果や対応内容については、標茶町通学路安全推進会議の関係者間で認識を共有するために各小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。